

函館市監査公表第25号

函館市選挙管理委員会委員長から、行政監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和4年9月27日

函館市監査委員	小	野	浩
函館市監査委員	本	間	裕 邦
函館市監査委員	金	澤	浩 幸
函館市監査委員	池	亀	睦 子

函 選 管

令和4年 9月13日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函館市選挙管理委員会委員長 田 崎 竹 嗣

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	選挙管理委員会事務局		
監 査 の 種 類	定期監査 ・ 財政援助団体等監査 ・	その他（行政監査）	
監査等実施期間	令和2年10月16日～令和4年3月25日	提出日	令和4年5月19日
監 査 項 目 等	郵便切手やICカード乗車券などの金券等の取扱いについて		
勧告事項，指摘事項，意見			
ア 受払いの管理について （ア）払出し時の確認について 郵便切手等の払出し時の確認について，郵便切手等の払出し時の受払簿への記録や確認に係る事務において，当該使用者が一人で受払簿への記録や確認を行っている状況が見受けられた。 当該事務に当たっては，事務的ミスや紛失，盗難・不正使用等を未然に防ぎ，その発生を最小限に抑えるためにも，当該使用者とは別の職員が確認を行う事務処理に改められたい。			
措置内容，対応・考え方			
郵便切手等の払出し時の確認につきまして，郵便切手等の管理担当者が切手の使用者である場合，当該担当者が受払簿への記録や確認を行っている状況にありましたが，管理担当者が使用者である場合には別の職員が確認を行う事務処理に改めたところです。			